

令和 6 年 6 月 2 5 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社について 経済産業大臣に対する勧告を行いました

電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」といいます。)は、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社について、ガス事業法に基づく業務改善命令を行うよう、経済産業大臣に対する勧告を行いましたので、お知らせいたします。

1. 概要

本年3月、中部電力株式会社及び中部電力ミライズ株式会社は、東邦瓦斯株式会社との間で、大口需要家が見積り合わせ等の方法により発注する都市ガスについて、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたものとして、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けました。

これを踏まえて、当委員会は、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対する報告徴収等を実施し、事実関係の調査を進めてきました。

その結果、当委員会は、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社について、ガス事業法に基づく業務改善命令を行うよう、経済産業大臣に対する勧告を行いました。

2. 添付資料

- ① 東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対する業務改善命令について(勧告)(本文・別紙)
- ② 東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対する業務改善命令等に係る報告書

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 下津
担当者: 安原・山下・野村
電 話: 03-3501-1552(直通)